

## 桂小PTAのあゆみ

平成8年(1996年)	4月1日	開校式
平成8年(1996年)	4月5日	第1回 入学式
平成8年(1996年)	12月17日	PTA設立、第1回総会
平成9年(1997年)	3月19日	第1回 卒業証書授与式 家庭教育学級
平成12年(2000年)	4月25日	第5回 開校記念事業(記念植樹・空撮) 横浜市PTA連絡協議会、青葉区PTA連絡協議会に加入 家庭教育学級
平成14年(2002年)		奈良中学校区PTA交流会開催担当校 奈良中学校区ふれあいコンサート開催担当校
	12月10日	PTA臨時総会(改正規約の承認)
平成15年(2003年)		横浜市PTA連絡協議会常置委員(事業・研修)
平成16年(2004年)		創立10周年記念事業準備委員会の設置と協力
平成17年(2005年)		創立10周年記念事業(空撮・祝賀会など)
平成18年(2006年)		青葉区PTA交流会校外分科会担当校 *平成15~18年度 家庭教育学級は毎年実施
平成19年(2007年)		奈良中学校区ふれあいコンサート開催担当校
	10月31日	桂小学援隊発足
平成20年(2008年)		家庭教育学級開催担当校 奈良中学校区PTA交流会開催担当校
平成21年(2009年)	6月	桂小おやじの会発足
平成23年(2011年)	11月	家庭教育学級開催担当校
平成24年(2012年)	2月	創立満15周年記念品寄贈
平成24年(2012年)		横浜市PTA連絡協議会常置委員(事業・研修)
平成24年(2012年)	10月	奈良中学校区PTA交流会開催担当校
平成26年(2014年)	10月23日	創立20周年記念事業準備委員会の設置と協力
平成26年(2014年)	11月4日	奈良中学校区 親の学び・家庭教育支援事業開催担当校
平成27年(2015年)	10月18日	福祉と文化の集い開催担当校
平成27年(2015年)	11月7日	桂小20周年記念事業(空撮・祝賀会など)
平成27年(2015年)	12月9日	奈良中学校区 交流会開催担当校
平成29年(2017年)		青葉区PTA連絡協議会 会計担当校
	11月21日	奈良中学校区 親の交流の場づくり事業開催担当校
平成30年(2018年)	12月3日	奈良中学校区 交流会開催担当校
令和元年(2019年)	10月20日	福祉と文化の集い開催担当校

## 桂小学校PTA個人情報取扱規則

### (目的)

第1条 桂小学校PTA(以下、「本会」という。)が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿及びその他の個人情報データベース(以下、単に「個人情報データベース」という。)の取扱いについて定めるものとする。

### (責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

### (管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、PTA会長(代表)とする。

### (取扱者)

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、PTA運営委員とする。

### (秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

### (利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) PTA発行の各種文書の送付
- (2) 「防犯パトロール」「こども110番」等に関する名簿の作成
- (3) 協力員活動に関する名簿の作成

### (利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

### (管理)

第9条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。  
不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第10条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第12条 個人情報を第三者(第11条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 提供する対象者の氏名
- 3 提供する情報の項目
- 4 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第13条 第三者(第11条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 第三者が個人情報を取得した経緯
- 3 提供を受ける対象者の氏名
- 4 提供を受ける情報の項目
- 5 対象者の同意を得ている旨  
(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報開示等)

第14条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第15条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちにPTA会長(代表)に報告する。

(研修)

第16条 本会は、PTA役員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第 17 条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第 18 条 本会の「桂小学校PTA個人情報取扱規則」は、総会において改正する。

附則

本規則は、平成 29 年 5 月 30 日より施行する。